

発行日：平成 20 年 9 月 10 日(水)

★★ 今月のテーマ ★★
労災保険の適用範囲
～こんな時も労災保険～

保険情報サービス(株) **FAX NEWS**

発行元：保険情報サービス株式会社
〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル
TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

業務中、あるいは通勤途上での事故に対する保険給付として労災保険がありますが、実際には誤解から適用申請に至っていないことが多々あります。労災保険の適用になるかどうかは行政判断となりますが、実際に適用となった具体的な事例をご案内致します。

1. 出張中の事故

出張中は実際に就業している時間はもちろん、移動中も含め**原則として全ての時間**が労働時間として取り扱われます。ここで言う全ての時間には、宿泊先での時間も含まれます。

例えば、宿泊先で部屋に向かう途中、階段から足を踏み外してケガをした場合も、出張中の事故として取り扱われることになり、労災保険が適用されることとなります。

ただし宴会等に参加され、飲酒された場合は注意が必要です。飲酒の程度と事故との因果関係が問われることもあり、状況によっては労災保険が適用されないこともあります。

2. 帰宅途中で酔っ払いにからまれた

帰宅の際、第三者からケガを負わされた場合であっても、それが通勤途上である限り、労災保険が適用されます。具体的には、泥酔者から暴行を受けた場合や、傷害事件に巻き込まれた場合等があります。これらは第三者が誰か、人物を特定できない状況でも、個人的な喧嘩で無い限り、労災保険の適用範囲となります。

他に飼い犬(野良犬のように飼い主が特定できない場合も含みます。)に噛まれてケガをした場合も同様に扱われます。

3. 自然災害を起因とした事故

自然災害(台風や大雨、土砂崩れ等)を直接的な原因とする場合の事故については、原則として労災保険は適用されません。

ただし、事故が発生した状況を総合的に勘案し、例外的に適用となるケースもあります。

【具体的に適用となったケース】

①建築現場の丸太足場での作業中に地震が発生。足場が激しく振動したために足を滑らせ、約 2 m 下の地面に転落して負傷した。

(昭和 49 年 10 月 25 日基収第 2950 号)

②周囲に避難するのに適当な場所がない禿山での作業中、突然雷を伴う激しい夕立が起こった。現場監督員が急いで避難しようとしたところ、避難場所である作業小屋にたどり着く前に落雷を受け、死亡した。

(昭和 36 年 3 月 13 日基収第 1844 号)

4. 業務中又は通勤途上での交通事故

交通事故の場合、多くは自動車保険から保険給付がされますが、仮に自動車保険からの給付がされても、業務中又は通勤途上での事故であれば労災保険の適用を受けることができます。

【交通事故に対する労災保険適用のメリット】

①過失相殺による給付金の減額が無い。(飲酒運転等、重大な過失の場合は除きます。)

②労災指定病院での診療であれば、治療当初から医療費の支払が不要となる。

③加害者が自動車の任意保険に未加入の状況であった(＝賠償金の支払能力が無い)としても、休業給付等を確実に受けることが出来る。

業務上の事故が発生したにもかかわらず、労働基準監督署に届け出ないのは明白な犯罪です。(労働安全衛生法第 100 条)中には労災保険を適用すると、次年度の労働保険料が上昇すると誤解され、意図的に労災保険を適用しないと言った事例もあります。

労災保険の適用＝労働保険料の上昇とは直ちに繋がるものではありません。安心できる労働環境を構築する為にも、労災保険の速やかな適用が必要不可欠です。

本内容の詳細は下記までお問い合わせください。

担当：鈴木・高澤 まで